

特定非営利活動法人 シニアエキスパートフォーラム定款

平成14年 5月22日 制定
平成17年 6月22日 改正
平成17年10月26日 改正
平成22年 7月28日 改正
平成23年 6月14日 改正
平成24年11月 1日 改正
平成26年 6月18日 改正
平成27年 6月17日 改正
平成30年 6月14日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シニアエキスパートフォーラムという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区日本橋兜町17-1 日本橋ロイヤルプラザ 706 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、曾って産業界で活躍していた人々 及び現在活躍中の人々の中で、自分が持つ専門知識や経験を活用して社会貢献をしたいという考えの人々を糾合して“シニアエキスパートフォーラム”を設立し、それぞれの人脈や専門知識・技術・技能を有機的に活用して新たな活動の場を創出すると共に、創出された場での活動を通して産業再生への貢献 ひいては社会貢献を行い、併せてシニア自身の健康維持や活性化に役立てることを目的としている。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 情報社会の発展を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため“特定非営利活動”に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 経営・管理及び技術に関する調査研究
- (2) 官公庁、企業、団体への経営・管理及び技術に関する相談、指導、人材紹介
- (3) 経営・管理及び技術に関する教育事業
- (4) 海外団体(進出企業、研究機関、NPO 含む)への協力事業
- (5) 前記各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 この法人は、“その他事業”として次の事業を行う。
 - (1) 会員相互の情報交換, 相互研鑽の場の設営と運営
 - (2) 会員に対する教養講座及び文化活動の推進
- 3 第2項に掲げる事業は, 第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は, 次の3種とし, 正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助する法人(団体)

(入会)

第7条 正会員の入会条件は下記による。

- (1) フォーラムの趣旨に賛同し, 且つフォーラムの活動に参加できる健康状態の者であること。
- (2) 種々の業務分野においてエキスパートというに相応しい専門知識と経験を有すること。
またはフォーラムの活動に貢献できる資質を有する者であること。
- 2 前項の条件を満たしたものが正会員として入会しようとするときは, 理事長が別に定める入会申込書により, 理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は, 前項の申込みがあったとき, 正当な理由がない限り, 入会を認めなければならない。
- 4 理事長は, 第2項のもの入会を認めないときは, 速やかに, 理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員, 賛助会員は, 総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には, その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し, 若しくは失そう宣言を受け, 又は会員である法人(団体)が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び準会員, 賛助会員は, 理事長が別に定める退会届を理事長に提出して, 任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び準会員, 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には, 理事会の議決により, これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事に選任する。又 1人以上3人以内の副理事長を選任することが出来る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条 各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が指名する順序においてその職務を代行する。また、専務理事は理事長から指示に基づきフォーラムの特定業務の管理運営を統括する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、就任後2年以内に開催される最終の通常総会終結の時

- まで任期を短縮することが出来る。再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 理事総数, 出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては, その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には, 議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は, 次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費,
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 補助金
- (7) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は, 特定非営利活動に係わる事業に関する資産, その他事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は, 理事長が管理し, その方法は, 総会の議決を経て, 理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は, 法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は, 次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業会計
- (2) その他事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は, 毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は, 理事長が作成し, 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず, やむを得ない理由により予算が成立しないときは, 理事長は, 理事会の議決を経て, 予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 46 条 (削除)

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、か

つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第58条 この法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決に基づき、理事長が任命する。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員(個人) : 10,000円 準会員(個人) : 5,000円

賛助会員(法人) : 50,000円

(2) 会費

正会員(個人) : 800円/月 準会員(個人) : 400円/月

賛助会員(法人) : 5,000円/月

(注)会費は入会時又は前年度末までに年度分を一括納入する。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	: 柏木 寛
専務理事	: 古川 弘康
理事	: 松井 秀行
理事	: 村瀬 禎男
理事	: 新家 彦司
理事	: 玉木 悠二
理事	: 濱 宏純
理事	: 黒山 昭宣
理事	: 小泉 鐵夫
理事	: 細谷 武男
理事	: 八田 道郎
理事	: 島村 勲
理事	: 樫田 耕一
監事	: 網戸 孝史

以上